

福祉サービス第三者評価機関 一般社団法人 宮城県介護福祉士会
第三者評価の手法に関する規程

(契約の締結)

第1条 福祉サービス第三者評価機関一般社団法人 宮城県介護福祉士会（以下「本会」という。）は、受審を希望する福祉サービス事業所（以下「受審事業所」という。）と第三者評価実施に関する契約を締結する。

(事前説明)

第2条 本会は、事前に受審事業所を訪問し、評価方法の説明を行う。この場合、事業所の希望によっては、利用者及びその家族への説明会も実施する。

(書面調査【自己評価】)

第3条 本会は、事前に宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要領第3条に定める「事業者の組織及び事業の概要等を示す書類」の提出を求め、その内容について事前点検を行う。また、事前に提出された「宮城県福祉サービス第三者評価基準」に基づく、自己評価結果票について十分な検討・分析を行う。

(利用者の意向の把握調査【利用者アンケート】)

第4条 本会は、「利用者調査票」に基づき、利用者本人やその家族への調査（アンケート）を行い、その意向を把握する。

但し、アンケート調査実施が困難な場合は、事前に事業所と協議の上別途調査方法を定めた上で実施する。

(訪問調査)

第5条 本会は、1件の評価事業について、評価調査者2名以上による訪問調査を実施する。

(個人情報取り扱い)

第6条 本会は、事前調査、利用者の意向の把握調査にかかる調査票については、各個人の回答結果を評価機関以外の者が見ることができないような方法を用いることとする。

(評価結果報告書の作成)

第7条 本会は、評価結果を作成し、受審事業所と確認を行うものとする。受審事業所に確認を行ったのち、宮城県福祉サービス第三者評価機関業務実施要綱第9条の規定に基づき、報告する。

(受審事業所との合意)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価手順に係る内容について受審事業所との合意により、定めることができるものとする。

附 則

この規程は、令和 2年11月 1日から施行する。